

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8114  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 「目配り」「気配り」「心配り」の共済会を大きく！

### 共済会総会開く～腸活～について学習も～

11月28日(金)19時から、名古屋北部民商共済会第13回総会を開き、12人が参加しました。安藤共済会理事長が、「物価高のなか、不況の世の中で厳しい入会者が多い。しかし、こういう時だからこそ、A会員80%以上を目指し、助け合いの共済会を大きくしましょう」と挨拶。続いて、松原専務理事が、共済会総会方針を報告しました。方針案、予算・決算案、役員案を採択したあと、第二部として、三島千恵さんから「腸活」をテーマにお話しいただきました。三島千恵さん(三島副会長の奥さん)は、健康問題に関心があり、「NPO日本食育インストラクター協会」のインストラクターの資格を持っています。三島さんから、今回は腸の健康の重要性を学びました。三島さんは



「腸が元気だとどんなメリットがあるか」「腸内には、100兆個以上の細菌が生息しており、有用菌(いわゆる善玉菌)、有害菌(悪玉菌)、中間菌(日和見菌)の3つに分類できるが、有用菌を優位にすれば、中間菌もそれに傾く」「腸は第二の脳とも言われ、幸せホルモンのセロトニンの大半は腸で作られる」とやさしく説明。善玉菌を増やすために「まごわやさしい(豆、ごま、わかめなど海藻、野菜、魚、しいたけなどキノコ類、いも類)をバランスよく食べましょう」とアドバイス。参加者は、みな、うなづきながら聞いていました。最後に、大腸がん検診の訴えと、1月に行く「初詣バスツアー」参加を呼びかけました。

### 禰屋さんは無罪だ！民商への弾圧を許すな 倉敷民商弾圧事件無罪勝ち取る愛知の会総会

11月23日(日)倉敷民商事件無罪勝ち取る愛知の会第12回総会が開かれ、民商、国民救援会を中心に、50人余り(北部民商から宮内会長と事務局長)が参加しました。はじめに、竹内平弁護士(愛知の会会長)が「裁判も大詰め、力を合わせて禰屋さんの無罪を勝ち取ろう」と挨拶。続いて、弁護団の原田弁護士が「倉敷民商事件から何を学ぶべきか」と題して講演。原田弁護士自身、会計ソフトを使って自主計算・自主申告している経験を話し、「民商の取り組みは素晴らしいが、消費税などに粘り強く反対する民商は、権力からは、たびたび弾圧を受けてきた」「小原さん、須増さんの裁判でも、両名が作成した税務書類の内容は間違っていないと判決で書かれている」「こうしたなか、税務相談停止命令制度が作られたのは重大、税務相談停止命令制度を無力化するためにも倉敷民商事件で勝利する必要がある」と語りました。講演のあと、禰屋さんから、支援へのお礼と決意が述べられ、各団体から、署名とカンパが禰屋さんへ手渡されました。12月23日には、I建設の2人の証人尋問が行われます。引き続き、署名とカンパへのご協力をお願いします。

### 免税事業者がインボイス登録を取り消すときの注意点

<2023(令和5)年10月1日を含む課税期間に登録を受けた個人事業主の場合>

2023年(令和5年)10月1日から同年12月31日までの間に登録した個人事業者が、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに取消届を提出すれば、翌課税期間から免税事業者になります。(2年間の納税義務の縛りが適用されない特例)2026年(令和8年)から取り消したい場合は、2025年12月17日までに取消書を提出する必要があります。この場合、2025年(令和7年)は、課税事業者として消費税の納税義務が発生しますが、2026年(令和8年)は免税業者になります。

\*2024年(令和6年)1月1日以後に、インボイス登録をした個人事業者の場合は「2年間の納税義務の縛り」が発生します。2024年2月1日に登録した場合、翌課税期間から取消はできますが、免税事業者になるのは2027年から。